

第Ⅳ章

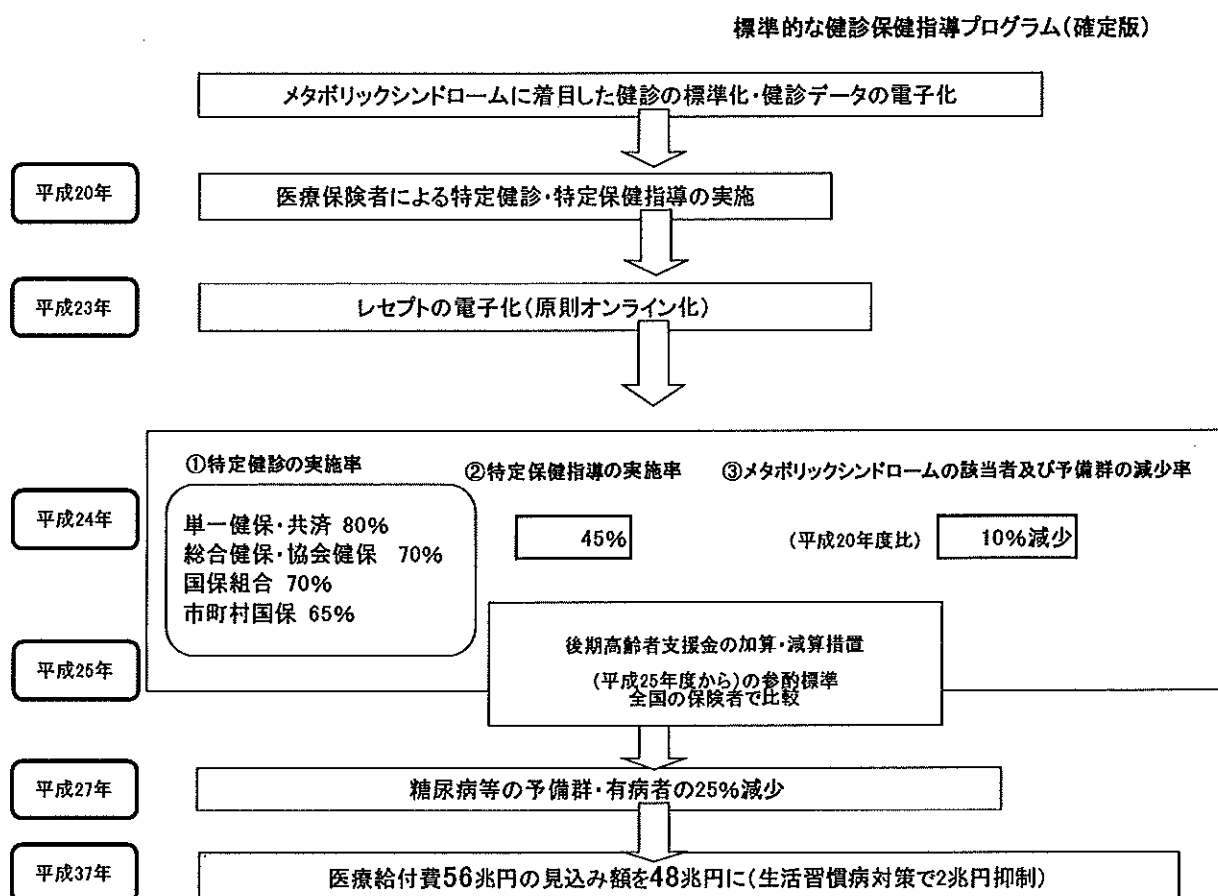
比布町国民健康保険 特定健診・特定保健指導 実施計画（第2期）

IV章 第2期 特定健診・特定保健指導実施計画

第1節 制度の背景について

1 医療制度改革の目標達成と評価

医療制度改革の目標達成と評価（第2期に向けての動き）

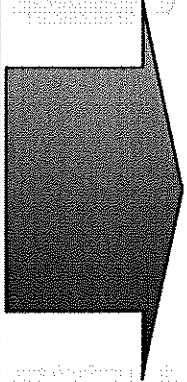


2 特定健診の基本的考え方

「特定健康診査等基本指針の改正」（平成 24 年 9 月 28 日厚生労働省大臣告示）

- (1) 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が除々に増加し、次に 75 歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び服薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るといった経過をたどることになります。
- (2) 糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)が関係していて、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。
- (3) 特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものです。

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための
健診・保健指導の基本的な考え方について

	これまでの健診・保健指導		これからの健診・保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導	最新の科学的知識と課題抽出のための分析  行動変容を促す手法	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための 保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、健康教育等の保健事業に参加した者		健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて 【個別事例】 【勧誘つり支援】 【積極的支援】 を行う
方法	一時点の健診結果のみに基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価 実施回数や参加人数		アウトカム(結果)評価 糖尿病等の有病者・予備群の25%減少
実施主体	市町村	医療保険者	

3 第2次健康日本21における医療保険者の役割

医療保険者は、健康増進法における「健康増進事業実施者」です。国の健康づくり施策も平成25年度から新しい方針でスタートします。国の健康づくり施策（第2次健康日本21）の方向性との整合も図っていきます。

第2次健康日本21目標達成の経済的意義

生活習慣病	循環器疾患		糖尿病	
	脳血管疾患	虚血性心疾患	糖尿病性腎症 (CKD)	
健康日本21 (第2次) の目標	①脳血管疾患・虚血性心疾患の 死亡率の減少 ②高血圧の改善 ③脂質異常症の減少 ④メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群の減少 ⑤特定健診・特定保健指導の 実施率の向上		①糖尿病性腎症による年間新規 透析導入患者の減少 ②治療継続者の増加 ③血糖コントロール指標における コントロール不良者の減少 ④糖尿病有病者の増加の抑制 ⑤メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群の減少 ⑥特定健診・特定保健指導の 実施率の向上	
経済的意義	高額医療、入院の長期化、介護保険の受給者の減少	高額医療の減少	高額医療の減少（一生で平均1億円かかる）	高額医療の減少（透析医療費は年間約600万円）
<参考> 1人当たり1か月 医療費試算	・脳出血 153万円 ・脳梗塞 55万円	・経皮的冠動脈形成術 222万円 ・弁置換術 412万円 ・バイパス術 432万円 ・ペースメーカー 196万円	・糖尿病 1.3万円 ・糖尿病（インスリン療法） 2万円 ・糖尿病性神経症 84万円 ・糖尿病性網膜症 102万円	・人工透析 49万円
予防の視点 (ガイドライン)	高血圧は脳出血と脳梗塞に共通の最大の危険因子。糖尿病は脳梗塞の確立された危険因子。	動脈硬化性疾患予防のためには、脂質異常症の他にも高血圧、糖尿病、喫煙、肥満などの管理を包括的に行い、その個人が持つリスクがどの程度であるのかの評価が重要。	2型糖尿病は、無症状か症状があっても軽いことが多く、糖尿病型と診断された時には、糖尿病特有の合併症（網膜症、腎症、神経障害）をもっていることが珍しくない。	新規透析導入の第1位は糖尿病性腎症。発症抑制には、厳格な血糖値と血圧のコントロールが重要。

第2節 第1期の評価

1 実施に関する目標

●特定健診実施率

		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国	目標	受診率(%)	—	—	—	—	65
町	目標	受診率(%)	45	50	55	60	65
	実績	受診率(%)	35.7	45.1	45.1	45.6	(44.3)
		対象者数(人)	1,095	1,048	1,018	993	(970)
		受診者数(人)	391	473	459	453	(430)

平成24年度は見込み

●特定保健指導実施率

		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国	目標	実施率(%)	—	—	—	—	45
町	目標	目標値(%)	45	45	50	55	60
	実績	実施率(%)	51.1	58.8	61.4	80	(97.5)
		対象者数(人)	45	51	44	45	(40)
		動機付(人)	29	37	28	29	(30)
		積極的(人)	16	14	16	16	(10)
		修了者数(人)	23	30	27	36	(39)
		動機付(人)	23	29	20	23	(21)
		積極的(人)	0	1	7	13	(18)

平成24年度は見込み

2 成果に関する目標

●内臓脂肪症候群（該当者及び予備群）減少率

		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国	目標	目標減少率(%)	—	—	—	—	10
町	目標	目標減少率(%)	—	—	—	—	10
	実績	減少率(%)		13.7	29.2	22.4	
		対象者数(人)	99	125	113	116	
		該当者(人)	48	62	63	60	
		予備群(人)	51	63	50	56	
		前年度と当年度受診者で前年度該当者・予備群の数(人)		73	96	85	
		改善者数(人)		10	28	19	
		該当者(人)		4	10	9	
		予備群(人)		6	18	10	

減少率は国で示された算定式がありますが、現時点では前年度と当年度受診者で前年度該当者・予備群だったが当年度非該当者/前年度と当年度受診者で前年度該当者・予備群>で算出しました

第3節 特定健診等実施計画について

この計画は、国の定める特定健康診査等基本指針に基づく計画であり、制度創設の趣旨、国の健康づくり施策の方向性、第2期の評価を踏まえ策定するものです。

この計画は5年を一期とし、第2期は平成25年度から29年度とし、計画期間の中間年である27年度の実績をもって、評価・見直しを行っていきます。

1 目標値の設定

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診実施率	47%	50%	54%	57%	60%
特定保健指導実施率	80%	80%	80%	80%	80%

2 対象者数の見込み

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診対象者数	947人	900人	860人	814人	760人
特定健診受診者数	445人	450人	464人	464人	456人
特定保健指導対象者数	49人	54人	56人	51人	50人
特定保健指導実施者数	39人	43人	45人	41人	40人

3 特定健診の実施

参考：平成24年度

(1) 対象者

年度末年齢40歳から75歳の受診時に比布町国民健康保険被保険者

(2) 健診内容（実施項目）

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とするものを抽出する健診項目とします。質問項目においても、保健指導に最低限必要な項目とします。

- ・質問項目
- ・身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- ・診察
- ・血圧測定
- ・血中脂質（中性脂肪、LDL コレステロール、HDL コレステロール）
- ・肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ・血糖（空腹時血糖、HbA1c 検査(NGSP 値)）
- ・尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血）
- ・腎機能（血清クレアチニン、血清クレアチニンから算出した eGFR 値）
- ・血清尿酸

詳細な健診項目については、比布町は基本的な健診の項目に併せて、血管変化等に早期に介入し、生活習慣等の改善、重症化予防のために、集団健診の受診者全員及び個別健診の一部（旭川がん検診センターのみ実施）の受診者に実施しています。

また、30歳から39歳の町民に対して、早期に生活習慣等の改善を図っていただけるよう、加入保険に関係なく特定健診対象者と同じ項目で健診を実施しています。

（３）実施形態

<集団>

比布町保健センターで年２回実施

<個別>

特定健診実施機関へ委託し実施

- ・旭川市医師会（実施機関のとりまとめ）
- ・町立びっぷクリニック
- ・旭川がん検診センター

（４）実施方法

集団・個別ともに外部委託により実施します（第１期と同様）。

委託機関の選定については、特定健診委託基準を満たす事業者とします。

<委託基準>

- ア 人員に関する基準
- イ 施設又は設備等に関する基準
- ウ 精度管理に関する基準
- エ 健診結果等の情報の取扱いに関する基準
- オ 運営等に関する基準

（５）健診実施機関リスト

平成２４年度特定健診実施機関については、比布町のホームページに掲載しています

（６）委託契約の方法、契約書の様式

- ・集団健診の委託及び個別の健診機関は個別契約で行います。
- ・旭川市医師会は会員医療機関ごとではなく、代表の医師会と契約を行います。
- ・委託の範囲は、問診、身体計測、採血、検尿、結果通知、健診結果の報告（データ作成）です。
- ・契約書の様式については、国から示された標準的な契約書の様式に準じ作成しています。

（７）健診委託単価、自己負担額

特定健診受診時窓口で支払う自己負担の額は、１，０００円です。

(8) 受診券の様式

平成 年度 特定健康診査受診券		平成 年 月 日交付	
受診券整理番号			
受診者氏名			
住所	比布町		
生年月日	昭和 年 月 日		
性別			
被保険者記号・番号	比		
有効期限	平成 年 月 日まで		
健診内容	特定健康診査 ①基本的な項目 ②追加の項目(尿酸・クレアチニン・尿潜血) ③詳細な項目 ※③については、必要に応じて実施します		
窓口での自己負担	特定健診(基本的・詳細・追加) 受診者負担 1,000円 ※特定健診以外は別途必要です。		
保険者所在地	上川郡比布町北町1丁目2番1号		
保険者電話番号	0166-85-2111		
保険者番号・名称	011221 比布町長 伊藤 喜代志		
契約機関	比布町特定健診契約機関		

注意事項

1. 特定健康診査を受診するときは、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
2. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
3. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ保健指導等に活用しますのでご了承のうえ受診願います。
4. 健診結果のデータファイルは、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承のうえ受診願います。
5. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの券を比布町役場国民健康保険にお返しください。また、転出等の時に、健診をまだ受けていない場合には、届出の際にこの券を添えて下さい。
6. 不正にこの券を使用した者は、罰法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
7. この券の記載事項に変更があった場合には、5日以内に比布町役場国民健康保険にその旨を届出し、訂正を受けてください。

(9) 健診の案内・周知方法

- ①町民カレンダーにより健診日程の周知
- ②年度当初に健診のとりまとめを実施する際に、健診のお知らせを同封
- ③集団健診の未申込者に健診のお知らせと受診券を送付

(10) 年間実施スケジュール

- | | |
|-----|--|
| 4月 | 集団健診受診希望とりまとめ
健診対象者の抽出、受診券等の印刷(随時も有)
代行機関に受診券発行情報の登録
健診機関との契約 |
| 5月 | 集団健診未申込者に受診券送付 |
| 6月 | 個別健診の開始 |
| 7月 | 集団健診 |
| 10月 | 集団健診 |
| 随時 | 健診データ受取→保健指導対象者の抽出
→結果通知(または特定保健指導)
代行機関に特定保健指導利用券発行情報の登録 |
| 3月 | 受診券有効期限 |

(11) 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

①事業者健診受診者の健診データ収集

未受診者の実態把握の中で、事業者健診の受診者には結果表の写しの提出を依頼

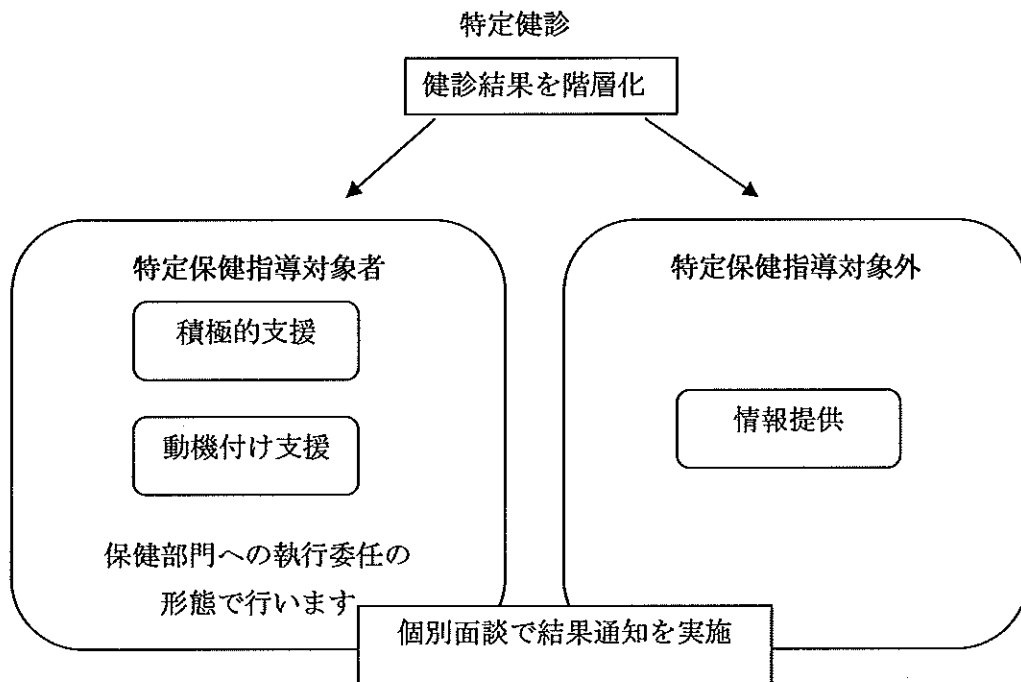
②医療機関通院者のデータ収集

対象となる健診データを医療機関から情報提供していただくための方法をすでに実施している市町村を参考に検討

4 特定保健指導の実施

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となる生活習慣を改善するための保健指導をおこないます。対象者が自らの生活習慣における課題を認識して自己管理し健康的な生活を維持することができるようにすることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、下記の方法で実施します。

(1) 健診から特定保健指導実施の流れ



(2) 保健指導対象者の選定と階層化

特定健診の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定する基準、及び特定保健指導の内容については、実施基準第4条及び第6条から第8条までの規定において定められた方法で実施します。

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健診の結果等を活用し、受診勧奨等の保健指導を積極的に行う必要があるものを選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導の実施にも努めます。

(3) 要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法

確定版様式 6-10 をもとに、健診結果から保健指導レベル別に6つのグループに分け優先順位を決め支援を行います。さらに、各グループ別の健診結果一覧表から個々のリスク(特にHbA1c・血糖、LDL、血圧等のレベル、eGFRと尿蛋白の有無)を評価し、必要な保健指導を実施します。

優先 順位	様式 6-10	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の〇%)	目標実施率
1	O P	特定保健指導 O:動機付け支援 P:積極的支援	◆対象者の特徴に応じて生活習慣の改善を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	50人 (11%)	80%
2	M	情報提供 (受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活習慣等の改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	86人 (19%)	
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例:健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨)	304人	
4	L	情報提供 (治療中でコントロール不良者)	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆重症化予防のための生活習慣等の見直しや改善と合わせて治療を継続していく必要性が理解できるよう支援 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	110人 (24%)	
5	N	情報提供 (受診不必要者)	◆健診結果の見方について説明 ◆生活習慣等の見直しや改善ができるよう支援	120人 (26%)	
6	K	情報提供 (治療中でコントロール良好者)	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆良好なコントロール状態を維持していけるよう、生活習慣等の見直しや改善、治療継続の必要性が理解できるよう支援	90人 (20%)	

(4) 保健指導の評価

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）によると、「保健指導の評価は、医療保険者が行った「健診・保健指導」事業の成果について評価を行うことであり、本事業の最終目的である糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少状況、また、医療費適正化の観点から評価を行っていくことになる」としています。

また、評価は①ストラクチャー（構造）、②プロセス（過程）、③アウトプット（事業実施量）、④アウトカム（結果）の4つの観点から行うこととされています。

第4節 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

1 特定健診・保健指導のデータの形式

国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付されます。

受領したデータファイルは、特定健康診査等データ管理システムに保管されます。

特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへのデータ登録を行います。

2 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健診・特定保健指導の記録の保存義務年限は、省令に基づき、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとなりますが、保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行います。

3 個人情報保護対策

特定健診の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づくガイドライン等に定める職員の義務（データの正確性の確保、漏えい防止措置、従業員の監督、委託先の監督等）について周知徹底をするとともに、比布町個人情報保護条例についても周知徹底を図り、個人情報の漏えい防止に細心の注意を払います。

第5節 結果の報告

支払基金（国）への実績報告を行う際に、国の指定する標準的な様式に基づいて報告するよう、大臣告示（平成20年厚生労働省告示第380号）及び通知で定められています。

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

第6節 特定健診等実施計画の公表・周知

特定健診等実施計画及び趣旨の普及啓発について、本町の広報誌及びホームページへの掲載、各種通知や保健事業等の実施に併せて啓発パンフレット等の配付を行い、公表・通知を行います。